

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

- 本県は、世界に誇れる瀬戸内海をはじめ、緑あふれる中国山地を擁するなど、美しく豊かな環境に恵まれています。
- 一方で、経済成長に伴う都市化の進展や生活様式の変化等による自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害や廃棄物量の増大といった環境問題が発生してきました。
- このような環境問題に対し、恵み豊かな環境を将来にわたって守り育てるため、環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本的事項を定めた「広島県環境基本条例」を平成7（1995）年3月に制定し、平成9（1997）年3月には同条例に基づき「広島県環境基本計画」を策定しました。

以来、社会情勢の変化等に合わせて見直しを行い、現在は、平成28（2016）年3月に策定した第4次広島県環境基本計画により、県民や事業者の皆様と連携・協働した取組を進めています。
- この間においても、環境を取り巻く情勢は、持続可能な開発目標（SDGs）への取組、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ネット・ゼロカーボン社会」の実現に向けた対応、自然災害リスク増幅が懸念される気候変動への適応、プラスチックごみによる海洋汚染への対策など、世界や国内で目まぐるしく変化しており、本県においても、新たな環境課題等に対し積極的に取り組むことが求められています。
- また、本県では、平成22（2010）年度に策定した「ひろしま未来チャレンジビジョン」が令和2（2020）年度に計画期間の終了を迎えたことから、新たな県の総合計画として、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」を策定しており、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思えるよう、新たな広島県づくりを推進していくこととしています。
- 社会情勢の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、そして、本県の新たな総合計画を環境分野から推進するため、新たに第5次広島県環境基本計画を策定します。

【参考：広島県環境基本条例 前文】

わたしたちの広島は、世界に誇れる瀬戸内海をはじめ、中国山地などを擁する美しく豊かな環境に恵まれ、遠い過去から現在へとつながる時の流れの中で、生活を営み、産業を興し、個性ある文化を創り出してきた。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会活動は、環境の恵みである資源を消費し、不用物を環境に排出していく営みでもあり、環境に大きな影響を及ぼしている。

また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、自然の生態系を破壊するだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

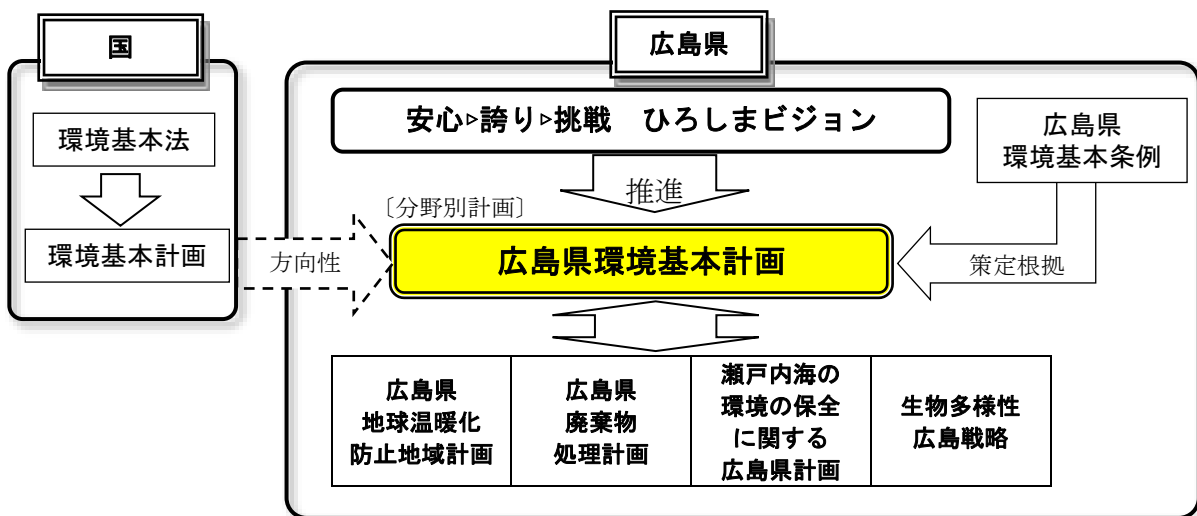
健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、県民・事業者・行政が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な広島を目指さなければならない。

ここに、わたしたちは、広島で健全で恵み豊かな環境を保全していくとともに、よりよい環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

2 計画の位置付け

- 本計画は、令和2（2020）年10月に策定した、県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を環境の面から推進する環境分野の分野別計画です。
- 広島県環境基本条例第9条の規定により、環境保全に関する基本構想や環境保全に関する施策に係る基本的事項を定め、次の役割を果たすものとします。
 - ・ 環境の保全に関する長期的な目標と施策の全体像を明らかにすることにより、環境の保全に対する共通認識を形成する役割
 - ・ 環境の保全に関する計画や指針に対する上位計画として基本的方向を与え、環境の保全に関する諸施策を総合化・体系化することで有機的連携を促し、環境行政の計画的な推進を可能にする役割
 - ・ 県民、事業者等のあらゆる主体の協力による取組を進めるための指針としての役割
 - ・ 環境に影響を及ぼす可能性のある各種計画の策定や施策の実施に対して、環境保全との調和・調整を図る上での指針としての役割
- また、「広島県地球温暖化防止地域計画」、「広島県廃棄物処理計画」などの個別計画に本計画の内容を反映させ、個別具体的な施策内容は各計画で定めます。



3 計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

4 これまでの取組状況

第4次広島県環境基本計画（計画期間：平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）では、第3次広島県環境基本計画を基本的に継承し、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の実現」、「地域環境の保全」、「生物多様性¹の保全」及びこれらと横断的に関係する「人づくり・仕組みづくり」をあわせた5つの施策体系を掲げ、基本理念（環境にやさしい広島づくりと次代への継承）の実現を目指し、取組を進めてきました。

【第4次広島県環境基本計画における施策体系ごとの取組状況】

広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

- ・ 産業部門・業務部門では、事業者による温室効果ガス削減計画や自動車使用合理化²計画に基づく計画策定を支援し、自主的な二酸化炭素削減の取組を促進しました。
- ・ 家庭部門では、ひろしまエコチャレンジの開設やうちエコ診断の実施など排出量削減対策を強化し、一定の削減効果はあったものの、少人数世帯数の増加や家電の大型化などにより、二酸化炭素排出量の削減目標は達成困難な見込みです。
- ・ 県と中国電力グループの共同によるメガソーラーの設置や、国の基金事業を活用した防災拠点への太陽光発電設備の導入支援などにより、太陽光発電の普及が拡大しました。
- ・ 間伐等の森林整備の推進により、森林整備面積は増加してきています。

広島のも更なる3R³を進める「循環型社会の実現」

- ・ 産業廃棄物は、長期的には再生利用率は上昇し、最終処分率は減少してきましたが、近年、横ばいとなっています。
- ・ 監視・指導の徹底により、不法投棄件数は減少しています。
- ・ 平成30年7月豪雨災害により発生した災害廃棄物について、県と市町が連携して処理を進め、おおむね処理が完了しました。

1 生物多様性：自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

2 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

3 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）のこと。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

<p>広島の良い「地域環境の保全」</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 光化学オキシダント⁴は、環境基準⁵未達成であり、注意報等の発令基準を超える日があります。また、微小粒子状物質（PM2.5）⁶は、注意喚起の基準を超えることはないものの、環境基準を超える日があります。 • 瀬戸内海に流入するCOD⁷汚濁負荷量⁸は、第8次総量削減計画の推進により、減少傾向にあります。海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移しています。 • ダイオキシン類⁹は、環境基準を達成しており、また、大気中のアスベスト¹⁰濃度は、敷地境界基準を下回るなど、化学物質による健康リスクが低減されています。 • 油流出等による環境汚染事案である水質汚染事故の件数は、近年は横ばいで推移しており、事故が発生した場合、関係機関と連携して被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して再発防止を指導しています。
<p>広島の豊かな「生物多様性の保全」</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 自然と触れ合う機会を推進するため、ユニバーサルデザインの導入など、安全で快適な利用が図られるよう適切な整備を行っています。 • 希少な動植物の絶滅を回避するため、保護すべき野生生物の安定的な生息環境の保全に取り組んでいます。
<p>環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 環境活動リーダーの養成や環境学習講師の派遣などにより、環境学習の充実を図っています。 • 環境マネジメントシステム¹¹の導入促進のためのセミナー等を通じて、環境負荷低減の取組について事業者の理解が広まりつつあります。

4 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなど酸性物質の総称。

5 環境基準：環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

6 微小粒子状物質（PM2.5）：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が2.5μm（1μm（マイクロメートル）は1mmの千分の1）以下のもの。非常に小さい（髪の毛の太さの30分の1程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

7 COD（化学的酸素要求量）：Chemical Oxygen Demandの略。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

8 汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。

9 ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

10 アスベスト（石綿）：天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、「大気汚染防止法」（昭和43（1968）年）により、平成元（1989）年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

11 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。

5 今日の環境を取り巻く動向

第4次広島県環境基本計画策定後から、現在、そして今後想定される社会情勢や環境の変化を把握し、今後の環境施策への影響を検討しました。

■ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の重要性

平成27(2015)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴールと169のターゲットが設定されました。

SDGsには、気候変動やクリーンエネルギーなど環境関係の課題に対するゴールが多く含まれており、それぞれが密接に関連しています。

これらのゴールを統合的に解決する、あるいは、環境を基盤に、持続可能な社会活動・経済活動を統合的に築くというSDGsの考え方を取り入れて今後の環境施策を推進していく必要があります。

【参考】SDGs ウェディングケーキモデル



環境を基盤に、社会と経済が成り立っている

出典：ストックホルム・レジリエンス・センター

■ 地球温暖化対策の促進

平成27(2015)年12月のCOP^{1 2}21で採択された「パリ協定」では、2℃（気温上昇を2℃より下方に抑える）達成のため、21世紀後半には温室効果ガス^{1 3}排出の実質ゼロを目指しています。

また、令和元(2019)年12月には、環境大臣から地方自治体に対し、2050(令和32)年二酸化炭素排出量の実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）に取り組むことを表明するよう依頼があり、既に数多くの地方自治体が表明しています。ゼロカーボン社会の実現に向けた機運の醸成を図るため、本県としても表明を検討する必要があります。

更に、一般社団法人日本経済団体連合会（産業界）においては、「チャレンジ・ゼロ」として、脱炭素社会実現に貢献するイノベーションに挑戦することを宣言しており、国や産業界とも連携して、長期的な視点に立った施策の展開が求められます。

こうした中、令和2(2020)年10月、首相は、所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

また、令和2(2020)年12月にまとめた成長戦略会議「実行計画」では、2050年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略として、次世代型太陽電池^{1 4}、カーボンリサイクル^{1 5}及び水素^{1 6}を始めとした革新的なイノベーションの推進やエネルギー・環境政策の再構築を行うこととしています。

1 2 COP：Conference of the Partiesの略。条約に関する締約国会議のこと。気候変動枠組条約締約国会議のほか、生物多様性条約、ラムサール条約などの締約国会議もCOPという。

1 3 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間(平成25(2013)～令和2(2020)年)から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

1 4 太陽電池：太陽光発電の中核をなす半導体であり、光のエネルギーを直接電気に変換できるよう、材料や構造に工夫が加えられたダイオード。現在はシリコン系が主流であるが、化合物系、有機物系などがあり、エネルギー変換効率の向上などのため、研究・開発が進められている。

1 5 カーボンリサイクル：二酸化炭素(CO₂)を炭素資源(カーボン)と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用(リサイクル)すること。

1 6 水素：新エネルギーとして注目されており、様々な資源からつくることができ、エネルギーとして利用しても二酸化炭素を排出しないなどの特徴がある。燃料電池車や家庭用燃料電池「エネファーム」などに使用されている燃料電池は、水素から電気を作り出している。

■ 海洋プラスチックごみ問題の深刻化

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など様々な問題を引き起こしており、近年は、マイクロプラスチック¹⁷による海洋生態系への影響が懸念されています。

国内においては、レジ袋有料義務化（令和2（2020）年7月開始）や、令和元（2019）年6月のG20大阪サミットにおいて、2050（令和32）年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが採択されるなど、世界的に海洋プラスチックごみによる環境汚染への関心が高まっているところであり、これまでの回収や清掃等の取組に加えて、流出防止対策に取り組んでいく必要があります。

■ 人口減少・少子高齢化の進展

本県の総人口は平成27（2015）年の約284万人から、2060（令和42）年に約215万人まで減少すると推計されており、また、県全体の高齢者比率も35%を超えるなど、人口減少と少子高齢化による構造変化の進行が予測されます。

急速に進行する人口減少により、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出やごみの排出量が減るとされる一方、世帯の少人数化や高齢化により、一人当たりのエネルギー消費量やごみの排出量が増えるといった環境負荷の増大が懸念されています。

また、中山間地域居住者の減少やライフスタイルの変化に伴い、里地里山の環境が変化しており、里地里山における水源涵養、災害防止、自然景観などの多面的機能や里地里山特有の生態系が失われつつあります。

このため、少子高齢化等によるライフスタイルの変化に対応した環境施策を展開していく必要があります。

■ AI¹⁸/IoT¹⁹等のデジタル技術の急速な進展

AI/IoT等のデジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）²⁰の潮流は、産業構造やビジネスモデル、働き方、暮らし方、生活スタイルそのものに変革をもたらし、社会をより便利で、快適かつ豊かなものに変える可能性を秘めており、本県では、デジタル技術を活用して、新たなサービスや付加価値を創出できる環境を整備し、県内産業の生産性向上や競争力の強化を促していくこととしています。

環境施策においても、デジタル技術を積極的に活用し、エネルギー消費量の見える化や廃棄物処理施設の高度化など、環境・エネルギー分野での研究開発や施設整備を支援し、イノベーション創出につなげていく必要があります。

17 マイクロプラスチック：一般に5mm以下の微細なプラスチック類。

18 AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。

19 IoT：Internet of Thingsの略。これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品までさまざまな「モノ」をつなげる技術。

20 DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を活用して、生活に関わるあらゆる分野（仕事、暮らし、地域社会、行政）において、ビジネスモデル、オペレーション、組織、文化などのあり方に変革を起こすこと。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行とその有効な治療法の未確立な状況の継続により、「新しい生活様式」と呼ばれる行動変容を求められています。

人の移動の減少や働き方の多様化といった様々な社会環境の変化は、温室効果ガスの排出量やごみの排出量に影響を及ぼす懸念がある一方、屋外で楽しめるアウトドアの魅力が見直され、自然とのふれあいの機会の増加が見込まれます。

また、国は、新型コロナウイルス感染症等の発生も踏まえて、感染症と生態系等についての調査研究を検討していくことも重要としており、生物多様性の意義等を考える必要があるとされています。

こうした中、ポストコロナ後の経済復興の在り方の一つとして、経済復興とともに環境問題にも取り組むという「グリーンリカバリー²¹」の考え方も広まっており、環境と経済の好循環を図る施策を講じていくことが求められます。

21 グリーンリカバリー：新型コロナウイルス感染症の流行に伴い停滞した経済を立て直すに当たって、気候変動問題への対応など、環境問題への取組も併せて行う政策のこと。